

「学校いじめ防止基本方針」

都留市立禾生第二小学校

本校では、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう本方針を策定した。

1 いじめ防止のための基本方針

①基本姿勢

- I いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- II 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- III いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- IV いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- V 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめ防止のための実効性のある組織づくり

①校内組織の設置

いじめ防止対策委員会

- ・月1回の定例会（職員会議後に行う。）
- ・臨時委員会（メンバー 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭
必要に応じて当該学級担任・SC・外部機関等）

3 校内での具体的な取り組み

- ①未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化（別表1）
- ②いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別表2）
- ③いじめ防止年間計画（別表3）
- ④教師用チェック表（資料1）・児童用調査カード（資料2）・保護者用通知（資料3）

4 教育委員会や関係諸機関との連携

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し迅速に対応する。
- ②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当児童の安全確保を優先した対応をとる。

5 保護者への連絡と支援・助言

- ①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報はその都度適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

- ①教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

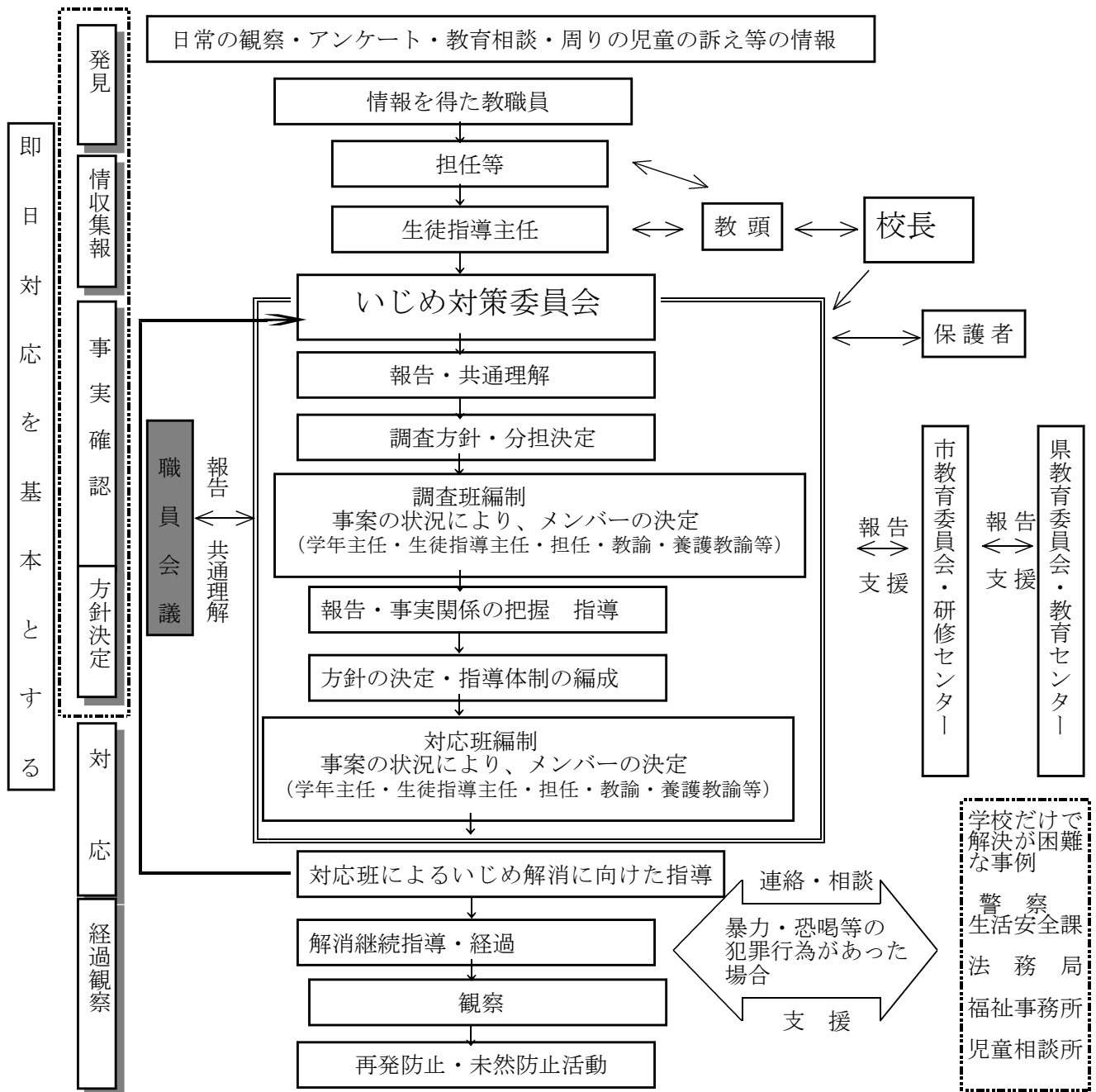
- ①いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化 (別表1)

		児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解 (道徳・特活) ○道徳教育の充実 (人権教育・情報モラル) ○正しい判断力の育成 (道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別懇談や生活アンケートによる情報収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関 (警察、児童相談所等) との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応 (謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関 (教育相談、カウンセラー等) との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応 (謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関 (教育相談、カウンセラー等) との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係のない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	
各家庭 (PTA) への啓発		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり (個別懇談・学年部会・PTA教育講演会等の実施) ○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることのできる家庭づくり ○父親の子育てへの積極的参加 		
地域への啓発		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校 (保護者) への連絡等の依頼 		

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組） （別表2）

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。